

平成27年9月17日

事業主様

大阪鉄商健康保険組合

「マイナンバー制度」導入に伴う健康保険関係事務について（お知らせ）

平素は、当健康保険組合の事業運営にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記につきましては、ご存知のとおり、国の施策として「マイナンバー制度」が導入され、日本国に住所を有する方を対象に、本年10月以降、順次市町村から、「マイナンバー通知カード」が送付され、社会保障、税、災害対策の各分野での利用が予定されているところです。

医療保険の分野につきましても、平成29年1月以降に当該ナンバーを利用した事務が予定されており、そのためには、事業所様から被保険者、被扶養者の皆様の「マイナンバー」を当健康保険組合あて情報提供いただく必要があります。

これらのことから、事業所様が被保険者等から「マイナンバー」を取得するにあたっては、法律上その利用目的を特定のうへ明示する必要がありますので、取得の際には「健康保険届出事務」に利用する旨の明示をあわせてお願いいたします。

なお、医療保険分野における現段階におきましては、その情報提供の方法など、具体的な対応方法等について、国から示されておらず、詳細が示され次第、事業所様に対しまして正式なお願いをさせていただきたいと考えますので、取り急ぎ「マイナンバー制度」に関し、健康保険組合における対応状況をお知らせいたします。